

○財務省告示第百二十二号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響（令和二年二月一日以後に生じたものに限る。）を関税法第二条の三第一項の特定災害として指定し、次に掲げる地域を同項の特定災害により相当な損害を受けた地域として指定する。

令和二年五月十一日

財務大臣 麻生 太郎

指 定 地 域

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県